令和５年度版　北九州市障害者支援課

日中サービス支援型指定共同生活援助の指定申請行う事業者　各位

日中サービス支援型への類型変更を行う事業者　各位

日中サービス支援型指定共同生活援助の指定・変更について

平成３０年４月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により新設された「日中サービス支援型指定共同生活援助」の運営にあたっては、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（ 年 1回以上） 事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

本市におきましては、日中サービス支援型指定共同生活援助の指定や日中サービス支援型への類型変更にあたっては、事業者は、北九州市障害者自立支援協議会（ 以下「協議会」という。） に対して、運営方針や活動内容等について説明・報告を行い、協議会の評価・助言を受けることとしています。

日中サービス支援型指定共同生活援助の指定申請や日中サービス支援型への類型変更を行う事業者におかれましては、協議会への出席及び説明が必要となりますので、下記のとおり手続きを行ってください。

記

１　協議会への出席・説明

市が指示する開催日（※）の協議会へ出席・説明

※ 指定年月日・変更年月日によって、出席する協議会の日程が異なります。

※ 開催日の連絡は、開催日の１ヶ月前までには連絡します。

※ 協議会の内容については、北九州市情報公開条例に基づき、公表します。

事業者においても、個人情報の保護に留意しつつ、協議会の内容や事業運営状況を積極的に公表してください。

２ 協議会への提出書類（※ 指定申請書または変更届出書と同様のもの）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 書　　　類 |
| 指定・変更時 | 指定申請に係る様式  ・（参考様式１４）協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要  ・（参考様式１４－１）日中サービス支援型共同生活援助事業計画シート（1/2）  ・（参考様式１４－２）日中サービス支援型共同生活援助事業計画シート（2/2） |
| 定期 | 介護給付費等に係る様式（年度当初の届出）  ・（別添５２）日中サービス支援型共同生活援助に係る事業実施状況等報告書（1/2）（2/2）  ・（別添５２－１）協議会報告シート令和４年度分  ・（別添５２－１）協議会報告シート令和５年度分 |

３ 協議会出席から対応報告までの流れ

1. 指定・変更時

指定及び変更時提出の書類で、協議会での評価（事業者→協議会に出席・説明）

　 ↓

協議会での評価内容を事業者へ書面で送付（市→事業者へ書面の送付）

協議会後２週間程度を目安

　　 ↓

事業者は、協議会の評価に対する対応等について市へ報告

（翌年度（※）の年度当初の届出時に、事業者→市へ書面で報告）

　※　内容等によっては、翌年度の年度当初の届出ではなく、（２）の流れに沿った当年度の協議会へ出席いただく場合があります。

（２） 定期（年１回以上）（※１）

年度当初の届出（例年４月15日〆切）（※２）時提出の書類で、協議会での評価

↓　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業者→協議会に出席・説明）

協議会での評価内容を事業者へ書面で送付（市→事業者へ書面の送付）

協議会後２週間程度を目安

　　 ↓

　 協議会の評価に対する対応等について市へ報告（事業者→市へ書面で報告）

　 対応内容によって個別に報告期限は要相談

　 ↓

対応後、事業者において自己評価を行ったものを、翌年度の年度当初の届出時の提出　　　書類（「報告事項」）に反映

（事業者→市へ書面で報告）

　※１　内容等によっては１回以上出席いただく場合があります。

　※２　令和５年度中の協議会で定期の評価を受けた事業所は、令和４年度の報告シート（別添５２－１の「自己評価」まで記入）と令和５年度の報告シート（別添５２－１の「報告事項」まで記入）の２つの書類を提出してください。

４　提出先

北九州市保健福祉局障害者支援課　指定指導係

Ｔ Ｅ Ｌ ０９３－５８２－２４２４

Ｆ Ａ Ｘ ０９３－５８２－２４２５